

# 令和3年度 作物栽培管理情報第7号

令和3年11月発行

大分県中部振興局 集落営農・水田畑地化班

## 1. 令和3年産水稻 8. 本年の総括と来年への備え

### 1) 令和3年産水稻の作柄概況 ~9月中旬以降登熟が向上し「平年並み」に~

- 令和3年産水稻の作況は、10月25日現在で大分県全体が「99」の「平年並み」でした。地帯別では湾岸（大分市及び由布市が該当）が「98」の「やや不良」、南部（臼杵市が該当）が「99」の「平年並み」でした。

6~7月の日照不足により初期生育及び分けつが不足し、8月上中旬の低温長雨により籾数不足となったものの、9月中旬以降の好天により登熟が向上し収量が改善されたことによるものと考えられます。病害では紋枯病、虫害ではカメムシ吸汁による被害粒の発生が見られました。いもち病は、発生好適条件が続いたこともあり葉いもちの発生が見られました。

### 2) 翌年産に向けた病害虫対策 ~多発の原因は元から絶ちましょう！~

#### (1) いもち病 ※天候は変わりませんが、それに応じた防除はできます！

- 令和3年産水稻は
  - ①5~8月に、いもち病に感染しやすい低温・多湿な天候となる日が多かったこと
  - ②本田防除期である8月中旬~9月上旬の降雨により適期防除が困難であったこと
  - ③生育初期に葉いもちが見られた圃場では、平年どおりの防除時期では手遅れとなったこと等により、生育初期からいもち病（葉いもち・穂いもち）が多発しました。

（参考）発生部位別の、いもち病要防除水準

病害名	時期	要防除水準	防除時期
葉いもち	田植以降	初めて病斑を見たとき	即時
	7月中旬	病斑が4~5個/株	
	8月上旬	進行型病斑が増えているとき	
穂いもち	8月上旬	葉いもちの病斑があるとき	穂ばらみ期 及び穂揃期
	穂ばらみ期	葉いもちの病斑が、上位葉に多く見られるとき	

注意☞生育初期に感染しやすい天候が続く場合は、粒剤散布により葉いもち予防を徹底しましょう！

- いもち病に感染しやすい天候は、季節予報等により大まかに予測できます。田植後の気象情報と圃場でのいもち病発生に注意し、確実に防除しましょう。
- 発生しやすい条件の圃場では、施肥量・水管理にも注意しましょう。

#### (2) スクミリングガイ(ジャンボタニシ)※越冬させないことが被害軽減の第一歩！

- ①圃場：田面を耕起することにより作土中の貝を粉碎し、かつ外気にさらす。

耕起するときの速度

ロータリーの回転速度は高速 > トラクターの前進速度は低速

- ②水路：底等に溜まった泥をさらい、貝を外気にさらす。
- スクミリングガイは低温と乾燥に耐えられません。圃場と水路の土中に残る貝を掘り出し凍死させ、翌年の増殖を防ぎましょう。

#### (3) 雑草 ※地面の下まで丸ごと防除！

- ①非選択性除草剤（ラウンドアップ等）を散布し、根まで枯らす。
- ②田面をやや深め（20cm前後）に耕起し、雑草の地下茎等を外気にさらす。
- 毎年多発する雑草の多くは、地上部が枯れても地面の下で生き残っています。地面の下まで確実に枯らし、翌年の発生を減らしましょう。

ポイント 病害虫や雑草の多発を繰り返さないよう、対策を徹底しましょう。

裏面へ

### 3) 地力保全・増進対策 ～栽培終了後の圃場に栄養を、併せて土壌分析も！～

(参考) 土壌改良材及び有機物施用量

区分	資材名	施用量/10a	成分
土壌改良材	ケイカル	200kg	ケイ酸、苦土
	ミネラルG		ケイ酸、苦土、鉄分
	土改王	45～90kg	ケイ酸、苦土、リン酸、カリ
	とれ太郎	60kg	ケイ酸、苦土、リン酸
有機物	スーパー堆肥	500kg	牛糞等
	みのりS		

#### ポイント

- ・土壌改良材は耕起と同時に施用すると効率的に作業できます。ただし有機物を施用する場合は栽培終了後に鋤込み、作土と十分なじませましょう。
- ・毎年収量・品質の低い圃場は土壌分析を行い適切な施用量を検討しましょう。
- ・稲わら等も有機物です。焼却等せず全て鋤込みましょう（焼却しても病害虫対策にはなりません！）。

注意⇒豚糞や鶏糞堆肥は窒素過剰となるため基肥の化成肥料を減らしましょう！

### 4) 翌年産資材購入の留意点 ～使い残り確認で重複買い防止！～

(参考) 翌年産資材を購入する場合の考え方

追加購入分	翌年産に使用する分
本年産の使い残り分	

ポイント 使い残した資材を翌年分に組入れ、生産経費の節減を図りましょう。

注意⇒期限切れ農薬、廃プラスチック等は取決めに従い適切に廃棄しましょう！

## 2. 青色申告 収入保険に加入する際の条件です

### 1) 青色申告の主な特典

- ①一定の要件下で所得金額から、**最高65万円(※)**の控除が受けられます。

区分	記帳方法	申告に係る提出書類	控除額
青色	正規の簿記（複式簿記）の原則による記帳	確定申告書	55万円
	簡易帳簿に債権債務記入帳を併用	貸借対照表及び損益精算書	
	簡易帳簿のみ	確定申告書のみ	10万円
白色	単式簿記記帳等	同上	10万円

用語説明 簡易帳簿 : ①現金出納帳②売掛帳③買掛帳④経費帳⑤固定資産台帳  
債権債務記入帳 : ①預金出納帳②受取手形記入帳 等

**※65万円控除を受けられる要件：55万円控除の要件に加え、e-Tax 利用による電子確定申告又は帳簿の電子保存を行っている場合**

注意⇒現金主義による所得計算の特例適用を受けている場合等は10万円控除のみ

- ②配偶者等に支払う給与を必要経費に算入することができます。  
※「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署長に提出した事業者のみ  
③赤字を前年や翌年の所得金額から差し引けます（純損失繰越しと繰戻し）  
※繰戻しは前年も青色申告した事業者のみ、繰越しは向こう3年まで、同時は不可

### 2) 青色申告を行う場合の手続

- ①青色申告しようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を所轄（事業所がある地区を管轄する）税務署長に提出  
※その年の1月16日以後に新たに起業した事業者は、開業日から2か月以内に提出  
②正規の簿記記帳（一般に複式簿記）等により、その年の経営状態を記録  
③翌年2月16日～3月15日に、「青色申告しようとする年の所得税の確定申告書」を所轄税務署長に提出

制度、記帳方法、手続等については最寄りの税務署等にお問合せください。

お問い合わせ先：電話097-506-5791

ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/11604/saibaikanrizyouhou.html>